

喜連川社会復帰促進センターの紹介

<はじめに>

平成19年10月、「喜連川社会復帰促進センター」は、東日本で唯一のPFI手法と構造改革特区制度を活用した新しいタイプの刑務所として運営を開始しました。当センターは、国と民間事業者が相互の持ち味を活かし、「官民協働による運営」を行うことと、構造改革特区の認定を受けた地域の社会資源を有効活用し、「地域との共生」を図ることを基本コンセプトとし、「国民に理解され、支えられる刑務所」の実現を目指すとともに、受刑者の改善更生を図り、国民の安全・安心な生活の確保に尽力していきます。



<特化ユニット>

センター内には、精神又は身体に障害を有する受刑者を収容する「特化ユニット」があります。

ここでは、作業療法やリハビリテーション等の専門的なプログラムを受けさせることで、社会適応力や身体機能を向上させ、改善更生の意欲を喚起するとともに、円滑な社会復帰を促すことを目指しています。

障害等により外の運動場まで歩行が困難な受刑者のために、「特化ユニット」内の一部の居室に単独運動スペースを併設しました。

さらに、庭園型運動場を設置し、高齢者や身体能力の低下により、一般の運動ができない受刑者でも軽い運動やリハビリのための散歩ができるスペースを設けました。

また、「特化ユニット」の収容棟と工場間を結ぶ通路は段差がなく、バリアフリーになっているほか、障害者専用浴室が備えられています。



特化ユニット居室



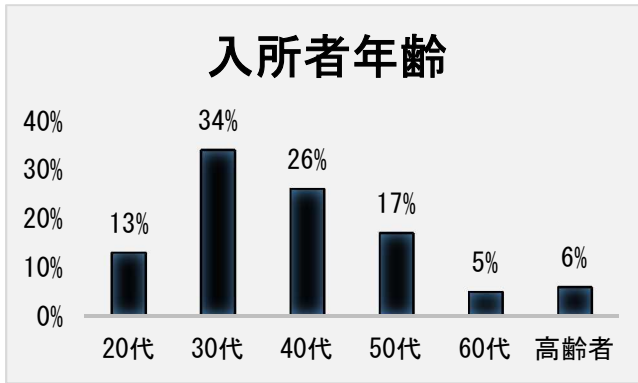
特化ユニット浴室



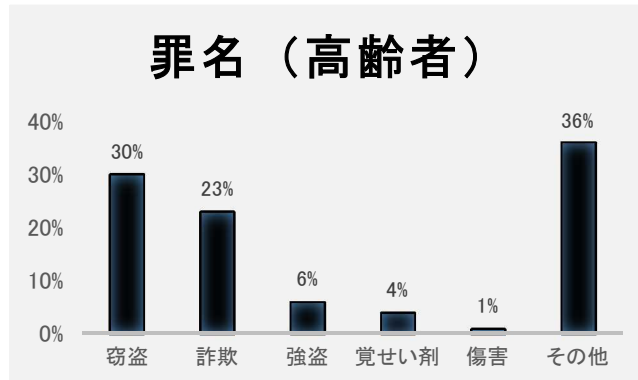
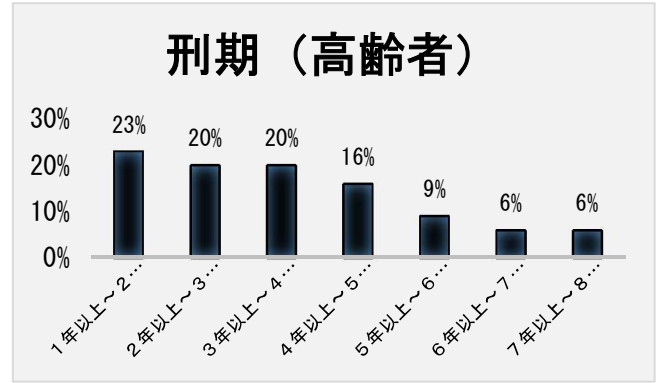
庭園型運動場

<高齢受刑者について>

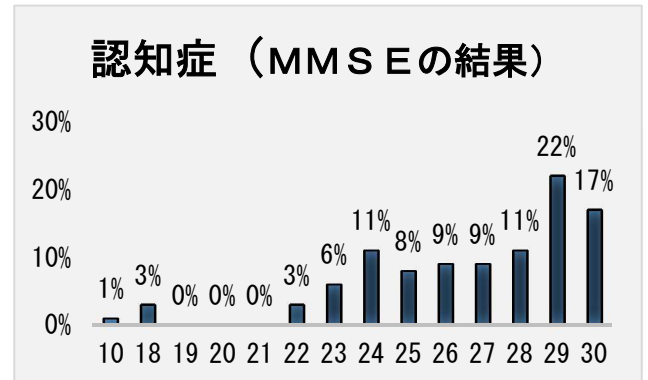
平成31年1月18日現在



- ・高齢者（65歳以上）の入所者数は全体の6%である。
- ・最高齢は85歳である。



- ・高齢者の犯罪は窃盗及び詐欺が50%を超えている。



- ・13%の者が認知症を疑われるレベルである。

特化ユニットに入所している高齢者や障害者に対して行われるプログラムを実施しています。特に高齢受刑者の身体機能の低下や認知機能の低下の防止に努めています。

○福祉系プログラム（特化ユニットに入所している者に対して実施している。）

- ・ふれあいプログラム — 精神の安定や自身の心の病気について理解を深める指導
- ・リハビリスポーツプログラム — 身体機能を改善する指導
- ・いきいきプログラム — 認知症予防の指導
- ・ものづくりプログラム — 自己表現を豊かにする指導
- ・フラワーセラピープログラム — 精神の安定を図る指導

<教育>

教育 (小学館集英社プロダクション)

○グループセッションを中心とした改善指導 価値観の変革

【一般改善指導】
 全受刑者を対象として、アメリカで再犯防止のために広く実施されているグループセッション手法を改良したプログラム等を実施。

【特別改善指導】
 個々の問題性を踏まえた各種のプログラムを実施。

薬物依存 離脱指導	被害者の視点を 取り入れた教育	交通安全指導	就労支援指導
--------------	--------------------	--------	--------

その他の教育プログラム

○新・こころのトレーニング

- ・認知行動療法を自習型で実践できます。



○わくわく仕事ワーク

- ・仕事の基礎となる考え方を学べます。



○アクション・コントロール

～窃盗からの回復～

- ・クレプトマニアからの回復を目指す指導です。



○まなびの木

- ・基礎学力の定着から、学ぶ楽しさや自信を育てます。



< P F I 事業 >

「PFI (Private Finance Initiative)」とは、公共の施設などの建設、維持管理、運営等を民間の資金やノウハウを活用して行う手法であり、効率的で良質な公共サービスの提供が期待できます。

当センターでは、物品調達に当たっては可能な限り近隣地域からの購入に努め、民間職員の地元からの優先的な雇用を促進しており、地域経済の活性化にも寄与できるものと考えています。

また、刑務所運営に民間が関与することにより、行政運営の透明性が向上するという意義もあります。

< 構造改革特区制度 >

「構造改革特区」は、地方自治体の申請に基づき国が認定します。当センターの運営に関しては、地元のさくら市のほか、栃木県、大田原市からご理解とご支援をいただき、それぞれの自治体から特区の申請がなされ、認定を受けています。

この特区の認定により、当センターにおいては、これまで民間委託をすることができなかった業務についても委託が可能となり、PFI事業の範囲が拡大されました。構造改革特区制度を活用して委託する業務としては、例えば[1]受刑者の行動の監視、[2]領置物の保管、[3]職業訓練、[4]健康診断等があります。

なお、受刑者への実力行使や受刑者の権利を制限したり、処遇を決定したりする権力性の強い業務などは従来どおり刑務官が行います。

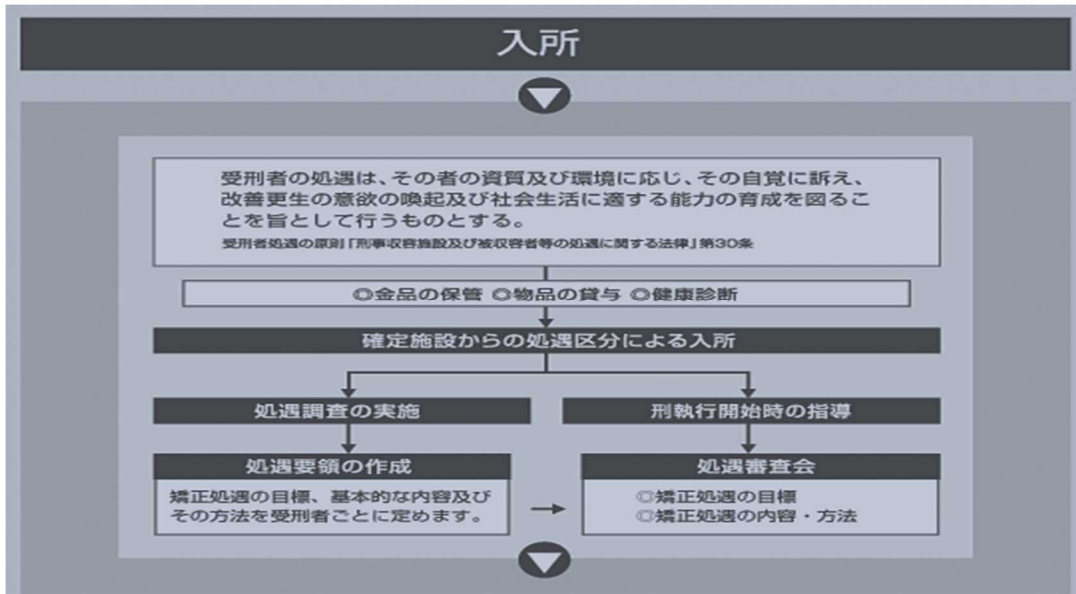
< 医療体制 >

国が開設した診療所の管理運営を栃木県に所在する医療法人に委託して安定的な医療を提供しています。

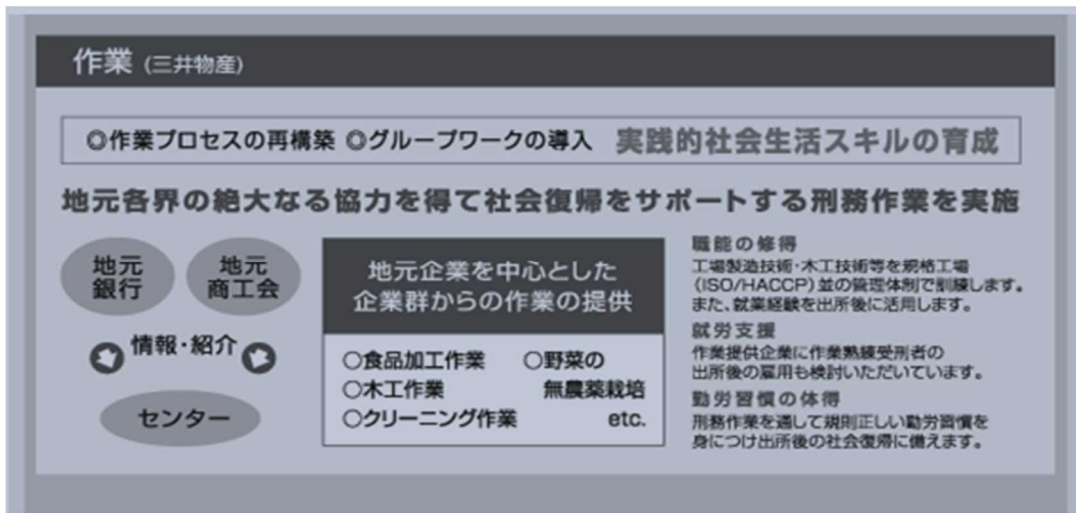
受刑者の健康診断は、地域の医療機関が実施し、その結果、統計的に分析を行い、受刑者全体の健康状態や傾向などを経年で把握し、日々の処遇や診療の参考資料として活用しています。

<受刑者処遇の流れ>

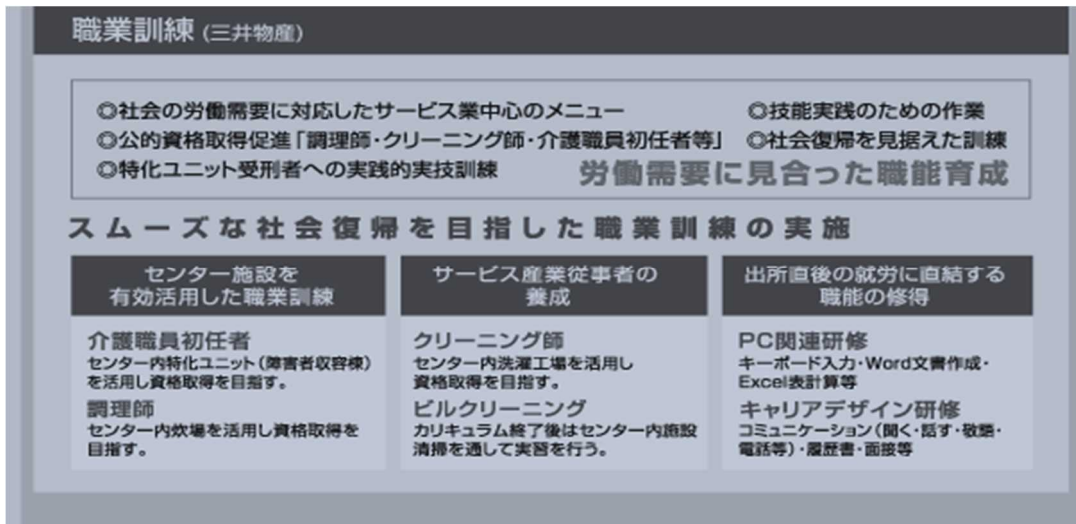
入所から社会復帰（出所）まで



<日中に行っている作業>



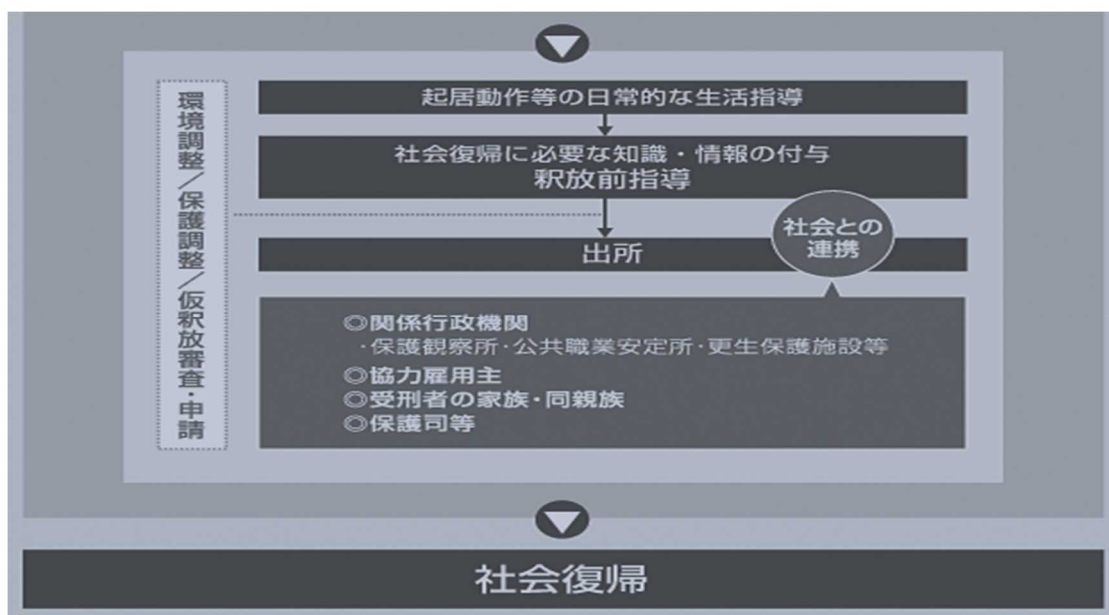
<職業訓練>



<日課>

	7:00	10:00	12:00	13:00	15:00	17:00	19:00	21:00
動作(平日)	起床朝食 床検食	作業開始 休憩	昼食 休憩	(作業)	(作業)	作業終了 退室点検 夕食	(余暇時間)	消灯
動作(休日)	起床朝食 床検食	(余暇時間)	昼食	(余暇時間)	(余暇時間)	点検 夕食	(余暇時間)	消灯

※運動(平日30分)、入浴週2回(夏季週3回)実施



<受刑者の社会復帰促進>

当センターは、受刑者の出所後の就労支援にも力を入れています。刑務作業や職業訓練によって、働くことと資格取得を結びつけて社会復帰に役立てる考えです。仕事に就けば再犯防止にもつながるとの観点から、今、実社会で求められているニーズに即戦力として対応できるプログラムを実施しています。

具体的には、調理師、ホームヘルパー、クリーニング師等の資格取得を目指しています。

また、高齢者や障害者については、リハビリテーションや作業療法等を取り入れ受刑者の特性に応じた処遇を行います。



洗濯工場



入浴場



介護実習室



多目的ホール



単独居室



共同洋室